

通勤・通学用自転車貸出申込書

令和 年 月 日

西脇市長 片山 象三 様

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

裏面に記載する使用規約を遵守し自転車の貸出を申込みします。

1 使用者の詳細

自転車貸出 No. _____

自転車の 使用者	住所			
	氏名	(フリガナ)	申請者 との続柄	
	会社名 又は 学校名			
	貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで ※定期券の有効期間が貸出日の期限になります		
自転車の保管場所				

2 添付書類

- (1) 申請者の本人を確認する書類の写し
- (2) 在勤・在学を証明する書類の写し
- (3) 通勤・通学定期券の写し
- (4) その他 ()

使用規約

通勤・通学用自転車の貸出を受けるに当たり、以下の事項を遵守します。

1 貸出条件等

- (1) 道路交通法その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 当該自転車の利用最寄り駅までの移動は使用者が行うこと。
- (3) 当該自転車を適切に保管及び管理を行うこと。
- (4) 当該自転車を盗難から守る措置を行うこと。
- (5) 当該自転車の借受けの権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 当該自転車に改造は行わないこと。

2 点検

使用者が借受けした自転車を利用するときは、ブレーキの効き、タイヤの空気圧の状態等、安全かつ適正に自転車を使用できるか否かを点検すること。

3 修理・破損

パンク、チェーンの外れ等の修理については、使用者の負担にて行うこと。また、返却時に貸出時と比べ、フレーム、ライト、鍵等の変形又は破損がある場合は、原則としてその修理に要した費用は使用者が負担すること。

4 事故

貸出期間中に事故に遭われた場合は、速やかに警察に連絡する等法令で定められた措置をとるとともに、交通政策課に事故の発生の日時、場所、事故の状況等を報告すること。

市は賠償責任保険には加入しているが、補償については保険の範囲内での補償とし、保険範囲を超えての一切の責任は負わない。

5 盗難・紛失

貸出期間中に盗難に遭い、又は紛失した場合は、速やかに交通政策課に連絡すること。盗難、紛失した場合の車両代金等の費用は使用者が負担すること。また、放置禁止区域等に移動・保管された場合は、返還を受ける際に要する費用は使用者が負担すること。